

## つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 93号 2010.7.2 発行 社会政策研究所

佐藤彰一さんの7月1日のブログから

佐藤彰一さんは、育成会ではおなじみの弁護士さん、法政大学の法科大学院で教鞭をとりつつ、リエゾンという弁護士法人を拠点にして知的障害者や発達障害者の法的支援活動を展開されている。

とある人と酒席をともにして、障害者の父親とは？という話になった。で、とある人いわく：我々は第4世代である。第一世代の父親は、自分が障害者の父親であることを、家族以外には隠し通して、障害福祉関係者とも関係をもたず、すべてを母親にまかせて生きている（生きてきた）人達。第二世代は、ときおり施設のイベントに参加し、エプロンつけて焼きそば焼いて、母親の手助けをしている父親達・・・第三世代は、自分で積極的に福祉事業にのりだし、施設や作業所を立ち上げ、その経営に参画する父親。知的障害者の福祉現場で働いている父親は、この世代が多い。その父親達は、親であると同時に福祉事業者でもある。そして、第四世代は、福祉事業の職の中で活動するのではなくて、自分の仕事の中に障害者の福祉を入れようとしている。たとえば、医療、報道、司法、行政、金融、教育、出版などなど、福祉職として働いているわけではないが、障害者と接する機会のある、あるいは影響のある職種はいくらでもある。そういう職種についている父親達が、自分の職業として障害者の父親であることを活かした仕事をしようとしている、これが第四世代です。と。

で、第5世代はどうなりますか。父親と母親の役割分担がなくなる世代かなあとと思います。父だ母だというのは身体的な性差が当然に伴いますが、今の若い親御さん達をみると、それ以上の役割上の区別を感じません。なので、エプロンをして焼きそばを焼くのがお母さんであってもお父さんであっても、まったく平等でなんの違和感もありませんし、事業所や作業所の理事長に父親も母親も当たりまえに就任しているでしょう。つまり父親の特徴として語られる現象が全く特徴たりえなくなっているのです。ただ多くの家族で言えば、第二世代、第三世代がまだまだ多いでしょう。第4世代が目立はじめていて、第5世代がじわじわ浸透し始めている、そんな状況なのかと思います。と・・・

十年一昔。育成会活動が各地で50年60年を迎えようとしています。

政府の第2回障がい者制度改革推進本部の様子がきょうされんから提供されています。また、改正障害者雇用促進法施行、選挙関連で障害者支援制度の動きと成年後見制度などの新聞記事も紹介します。【kobi】

### きょうされんからの情報

6月29日(火) 第2回障がい者制度改革推進本部が開催され、障がい者制度改革推進会議の小川議長と藤井議長代理が出席しました。その場で、小川議長から本部長である菅内閣総理大臣に第一次意見が手交されました。

菅本部長(内閣総理大臣)からは、推進会議のこれまでの尽力への謝意、一人ひとりを包摂する社会が重要とのコメントとともに、第一次意見を最大限尊重し、政府の対応方針を決定する旨の発言がありました。その後、第一次意見を踏まえた政府の対応方針である

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の閣議に諮る案が決定されました。これを受けて、本部の終わりに藤井議長代理にも発言が求められ、藤井議長代理は、「この第一次意見は私たちの宝物だ。このダイヤの原石を更に磨いていく必要がある。」、「国連で障害者権利条約が審議された際、”Nothing about us,without us”というフレーズが何度も語られた。この第一次意見は、日本に権利条約を定着させる挑戦の第一歩でもある。」といった発言とともに、総合福祉部会で整理された「障害者総合福祉法（仮称）の制定以前に早急に対応を要する課題の整理（当面の課題）」にも言及し、内容の実現に向けた検討を要望しました。

推進本部の終了後に菅首相が藤井議長代理さんのところまで来られて握手を求められ、“Nothing about us,without us（私たち抜きに私たちのことを決めないで）”という藤井議長代理が推進本部の終わりにあいさつで述べたこのフレーズについて、「良い言葉ですね。us us と二回使うんですね？」と話しかけてられました。その後、推進本部に続く閣議で、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」の閣議決定がなされました。

## 改正障害者雇用促進法施行 パートも雇用率の対象に

朝日新聞 2010年7月1日

1日から改正障害者雇用促進法の一部が施行される。従業員の1.8%以上の障害者を雇うよう、企業に義務づけた法定雇用率の計算に、新たに短時間労働者が対象に加わるため、流通や外食などパートやアルバイトを多く雇う企業は対応を迫られている。

これまでは、週30時間以上働く従業員のうち、障害者の割合を1.8%以上にするよう求められていた。厚生労働省によると、09年6月1日時点の企業の雇用率は1.63%にとどまっている。

7月からは対象となる従業員に、週の労働時間が20時間以上30時間未満の従業員が加わる。重度障害などをのぞき、短時間労働者は原則として1人を0.5としてカウントする。長い時間働くことが難しい障害者の雇用を拡大するのが狙いだが、これまで1.8%を達成している“優良企業”でも、対応が必要な場合がある。

食品スーパーのマルエツ（東京都）は改正で5千人の短時間労働者が算定の対象になるため、6月1日時点で1.97%あった雇用率が1.8%を下回る。今秋、新たな食品加工センターが川崎市内で稼働するのに合わせ、数十人の障害者を雇い入れる計画で、秋以降は1.8%を超える見通しだという。同社広報IR部担当者は「企業の社会的責任の観点から、今後も法定雇用率の維持を図っていく」としている。

生協大手のコープこうべ（神戸市）はこの春、数人の障害者を採用した。これまでは雇用率が2%を超えていたが、改正で4500人の短時間労働者が算定の対象になり、1.6%程度にまで落ち込む見通しになったためだ。追加採用で、法定の1.8%は上回れそうだという。

すかいらーく（東京都）も対象になる短時間労働者が約1万6千人いるため、雇用率が3.02%から1.80%に急落する。これまでの雇用率は国内の大手企業でも上位だったため、同社の広報担当者は「急落は不本意。来年度は2%以上に戻したい」と言う。

雇用率が5.52%ある給食サービスのエムサービス（同）は、改正で2%程度に落ち込む子会社があるため、各企業が個別に雇用率を算定していたやり方を改める。今後はグループ全体で雇用率を合算できるようにし、「全体として底上げを図っていきたい」（二宮由美子・人事総務部長）という。

改正では、1.8%を達成できなかった企業に課される納付金の支払い対象も広がる。これまでは従業員301人以上の企業が対象だったが、7月からは201人以上の企業にも適用されるため、中小企業にも影響が出る。納付金は1人の不足につき月5万円だが、新たに適用対象になる企業は、当初の5年間に限り4万円に減額される。（林恒樹）

## 障害者支援どう見直す

高知新聞 2010年6月30日 授産施設でパンづくりに励む精神障害者ら（高知市内）

障害が重いほど、サービス利用者の負担が増える。その理不尽さが強く批判された障害者自立支援法の違憲訴訟。民主党政権は「支援法は障害者の尊厳を傷つけた」と法の廃止を約束したが、制度をどう見直すか、具体像はまだ見えない。障害者やその家族の視線は厳しい。「今の施策は結局は家族任せ」高知市内で人格障害のある娘（41）を妻と二人で見えてきたAさん（77）が突き放すように話す。支援法は、知的・身体・精神の3障害の一元化をうたった。知的や身体と比べて福祉サービスの充実が遅れてきた精神障害の関係者にとっては、期待もあった。しかし、施設でなく、地域で暮らしていくためのグループホームなど社会資源の整備は手薄なままだ。



「自分たちが倒れたら娘は路頭に迷う」。Aさんは自宅をグループホームに改造しようと考え、県や高知市に資金的支援を相談。しかし、「周辺住民の理解の問題などもあり、行政が率先してはやりたくないという姿勢を感じた」という。

結局、「家族が動くしかない」と、精神障害者の家族会で法人をつくり、自分たちで財団法人から助成を受けて自宅をグループホームにした。

娘のほかに3人が入居し、近くの就労支援施設で働く。自身の娘はまだ仕事ができる状態ではないが、家族以外と会話する機会も増えて、状態は少しずつ良くなっているという。

#### ■変転する施策

日本の障害者施策は戦後、傷病軍人を念頭に置いた身体障害者福祉法を皮切りに、障害種別ごとに法体系を重ねた。1980年代以降は、世界的な動きも相まって、障害者の社会参加をより促すよう求められた。

こうした中、従来の「措置制度」を大きく転換させる「支援費制度」が2003年度にスタート。障害者が受けるサービスや入所する施設を行政が決めてきた措置に代わり、利用者自身が事業者やサービスを選べるようになった。が、この「自己選択」の流れとともに「自己責任」の論理も持ち込まれ始めた。

支援費制度でサービス利用者が増えて財源不足に陥った国は、制度を抜本的に変更。自公政権下の06年度、障害者自立支援法が施行された。

障害者が受けるサービスにかかる費用の原則1割は障害者自身が負担する「応益負担」が法の原則。収入などその人の能力に応じ負担額を決めていた「応能負担」からの大転換だった。障害者が作業所で働いた場合、得る労賃よりも利用料の方が上回る現象も起きた。障害者らは猛反発し、国を相手に訴訟を起こした。

国連総会で06年に採択された「障害者権利条約」は、直接的な障害者への差別はもちろん、理にかなった条件整備をしていない状態なども「差別」に当たると規定。今春までに84カ国が批准したが、日本はまだ批准できていない。

「障がい者制度改革推進会議」を設け、支援法に代わる立法を検討する政府。先のAさんは「目先をごまかすような施策でなく、障害者が張り合いを持てる社会にしてほしい。良くしてほしい。期待したい...」。障害者と家族に笑顔の増える施策は、いつ、どうつくられるだろう。

#### 判断能力が不十分な人の投票

2010年6月29日読売新聞

判断能力が不十分な認知症や知的障害者などの場合、選挙権はどうなりますか。

#### 成年後見 選挙権失う人も

どんなに症状が重くても、判断能力の問題だけで、選挙権が制限されることはない。しかし、こうした人を悪徳商法などから守るための成年後見制度を利用すると、選挙権を失

う場合がある。

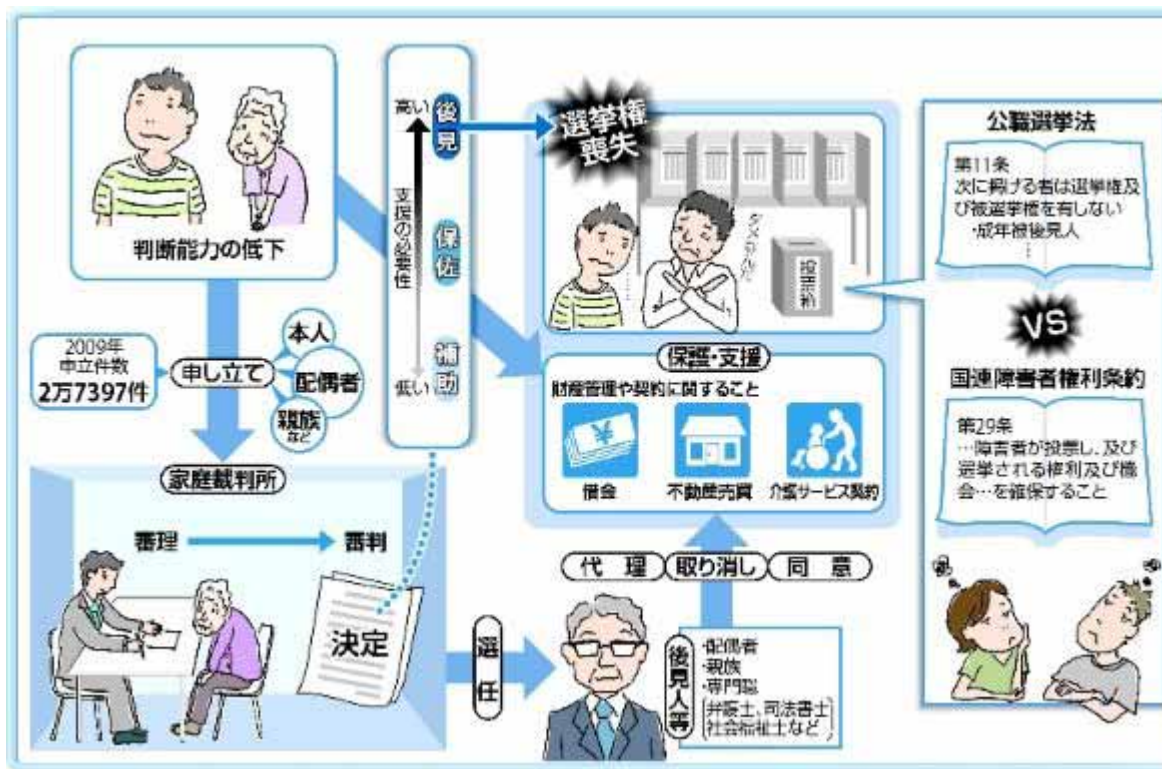
成年後見制度は、認知症や知的・精神障害などで判断能力が不十分な人を保護・支援する仕組みとして、2000年にスタートした。

通常の成年後見制度（法定後見制度）は、支援の必要性が高い順に「後見」「保佐」「補助」の3種類がある。親族などからの申し立てを受け、家庭裁判所が本人の状態を審理。支援の必要があると審判を下したら、後見人（保佐人、補助人）を選任する。後見人等の役割は、本人の財産管理や生活に必要なサービスの手配などで、契約などについて、代理、取り消し、同意などの権限を持つ。

後見は、常に判断能力を欠く状態の人が対象で、審判を受けると、選挙権も被選挙権も失う。保佐、補助では選挙権はそのままだ。

選挙権の制限については、司法関係者や知的障害者団体などが強く批判している。日本弁護士連合会は05年、成年後見制度の改善提言で、早期に見直すよう求めた。理由として、1 自己決定権の尊重という制度の理念に反する 2 選挙権は民主主義社会で最も基本的で重要な権利であり制限できない——などを挙げる。

同制度に詳しい川島志保弁護士は、「成年後見の判断基準は主に金銭管理能力。知的障害者などが最も苦手とする分野だが、その他の判断能力が否定されるわけではなく、選挙権を奪う理由にならない。実際に投票するかは個々の状況に応じて決めればいいことで、一律に制限するのはおかしい」と強調する。



作図 デザイン課 佐々木明日香

知的障害者の親の会などからは、「国民と認められない気がする」「弱者の声が政治に反映されない」などの声上がる。選挙権を失いたくないと、成年後見の利用を断念する本末転倒のケースもある。

障害者の選挙権の確保は、国連の障害者権利条約でも掲げており、世界的な潮流だ。選挙権が他者に悪用されない配慮をしつつ、可能な限り政治参加できる道を探ることが必要だ。（林真奈美）

以上